

新興感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)に対する院内感染管理

2020年4月14日

2022年3月31日改定

1、感染予防策

標準予防策に加え、**接触、飛沫予防策**を講じること。

- 発熱や呼吸器症状を訴える患者(コロナウイルス感染の疑い含む)と、その他の患者は区別するように配慮する。患者にはマスクを着用して受診するように伝える。疑わしい症状の患者は、車待機とし、屋外に設置している簡易診察室及び特設テントでの診察を行う。
- 院内は十分な換気を行うこと。(待合室及び処置室、リハビリ室、受付等)
- 医師や看護師は、防護服、サージカルマスク、ゴーグル、手袋を装着する。エアロゾルが発生する可能性のある手技または検査時は、**N95** マスクを装着する。会計時は受付も同様の予防策を遵守すること。
- 汚染された防護服やマスク、手袋で清潔エリアを汚染しないように留意する。汚染された廃棄物は密閉し処分すること。
- 作業終了後は、必ず手指消毒を行うこと。
- 患者ごとに使用した備品、椅子、簡易診察はその都度、消毒すること。

2、診察予防策

- コロナウイルス感染が疑わしい患者は、病院内には案内せず、自家用車等の屋外で待機させ、携帯電話にて症状等の聞き取りを行う。
- 症状等を医師に報告し、医師の指示を受けること。(院内トリアージを行う)院内トリアージは院内および屋外の簡易診察室及び特設テントへ掲示すること。
- 医師や看護師は上記の感染予防を行い、患者を屋外の簡易診察室及び特設テントへ案内し診療を行う。症状に応じてレントゲンが必要な場合は、スタッフ用裏出入口から案内し、一般の患者と接触しないように動線を確認すること。一般患者が出入りする院内廊下の扉は閉鎖すること。
- 会計も屋外で行い、処方箋は患者の承諾をえた上で薬局へ **FAX** する。必ず自家用車等の屋外での待機を伝える。(薬局の中には入れない。)
- 診療終了時、会計終了時は、汚染された廃棄物は上記手順に遵守すること。

医療関係者はどの場面においても、それぞれの類型に応じた十分な感染防止策を講じる必要がある。